

旧第十中学校跡地活用等基本計画について

1. 計画策定の趣旨

旧第十中学校（千早４－８－１９）は、平成１６年に閉校して以来、１０年以上にわたって暫定活用を続けてきました。区内にはサッカーや野球などを楽しむことができる施設が少ないことから、かねてより旧第十中学校には野外スポーツ施設を整備する計画を明らかにしていましたが、この度、平成３２年（２０２０年）の東京オリンピック開催などを見据えて、野外スポーツ施設整備に着手することとしました。

整備に先立って、スポーツ施設に関する現状と課題の分析、野外スポーツ施設で実施できる競技種目、施設運営のあり方、事業スケジュール、民間活力を導入した事業手法の検証などを基本計画として整理します。あわせて、旧校舎内に保管している文化財等を飯能市内の区有地に移転させる計画についても、本基本計画において整理します。

基本計画の策定に際しては、「旧第十中学校跡地活用等基本計画検討委員会」を設置し、専門家や関係者の意見を反映させます。

2. これまでの検討の経緯

平成１５年１０月に「公共施設の再構築・区有財産の活用本部案」において旧第十中学校への野外スポーツ施設整備構想を発表して以来、区基本計画や未来戦略推進プラン、公共施設等総合管理計画などにおいて、多目的な利用に対応する野外スポーツ施設の整備構想を継続して維持しながら、旧校舎、体育館、校庭等の暫定活用を行ってきました。

旧第二グラウンドに設置している放置自転車保管所や過去の起債償還などの諸課題があり、事業の具体化に年月を要しましたが、旧校舎の老朽化が著しく、諸課題についても一定の目処がついたことから、先に帰した通り東京オリンピック開催が決定したことも受け、平成２９年度から基本計画の策定に着手することとなりました。

3. 上位計画・関連計画における位置づけ

3.1 国及び東京都の関連計画

国が策定している関連計画として、文部科学省による「スポーツ立国戦略」と「スポーツ基本計画」が挙げられます。いずれの計画においても、地域住民がスポーツに親しむためのスポーツ施設の整備についての言及があります。特に、スポーツ基本計画においては、民間の資金や経営手法等の導入による整備・管理運営の工夫を取り上げています。

また、東京都が策定している関連計画としては、「東京都スポーツ推進計画」が挙げられます。同計画では、国の計画と同じく地域のスポーツ施設の整備について明記しているほか、都と区市町村のスポーツ施設の役割分担・相互補完について言及されています。

表 1 国の関連計画の整理

計画名	策定年	計画内容のポイント
スポーツ立国戦略 ースポーツコミュニティ・ニッポンー	平成22年 8月	【身近なスポーツ活動の場の確保】 総合型クラブの活動場所をはじめ、 <u>地域住民が身近にスポーツに親しみ、交流する場を確保するため</u> 、学校体育施設等の

		既存の施設の有効活用や <u>地域のスポーツ施設の整備</u> を支援する。
スポーツ基本計画	平成24年 9月	【地域スポーツ施設の充実】 ○ 地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む<u>全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境を創り出すため</u>、バリアフリー化や耐震化、グラウンドの芝生化等の<u>公共スポーツ施設等の充実に努める</u>ことが期待される。 ○ 地方公共団体においては、<u>民間の資金や経営手法等の導入による多様な手法を活用</u>し、学校体育施設や<u>公共スポーツ施設等の整備又は管理運営を工夫</u>することが期待される。国は、先進事例等の調査・情報提供等によりこうした取組を支援する。

表 2 東京都の関連計画の整理

計画名	策定年	計画内容のポイント
東京都スポーツ推進計画	平成25年 3月	【スポーツをしたくなるまちづくり】 ハード面では、スポーツ施設については、都民の身近なスポーツ活動の場である区市町村の施設との役割分担を踏まえ、地域や区市町村を越える全都・全国的なスポーツ大会や、国際大会も開催できる<u>広域的な機能を重視したスポーツ施設の整備</u>に取り組みます。<u>都や区市町村のスポーツ施設が、各々の目的や役割を踏まえ、相互にその機能を補完すること</u>により、スポーツの力を総合的に発揮し、都民の多様なスポーツニーズに応えていきます。

3.2 豊島区の上位計画・関連計画

3.2.1 豊島区基本構想

「豊島区基本構想」においては、豊島区の地域づくりの基本方針のひとつとして「伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち」を掲げ、その具体化のために「生涯にわたって学び、スポーツに親しむことができる環境づくりをすすめます」としています。

4 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち

② 文化に触れ、文化と共に発展するまち

- 地域の伝統芸能等を継承し、まちづくり等との連携を図ります。
- 豊島で生まれ、発展した文化を育むとともに、それを発信していきます。
- 区民が主体的に行っている文化活動の支援を充実します。
- 友好都市等との文化による交流をすすめ、にぎわいと発展を共有していきます。
- 生涯にわたって学び、スポーツに親しむことができる環境づくりをすすめます。

(出典) 豊島区基本構想 (平成27年3月改定)

3.2.2 豊島区基本計画

豊島区基本計画では、基本構想に基づき、地域づくりの方向の1つに「伝統・文化と新たな息吹きが融合する魅力を世界に向けて発信するまち」を掲げ、その実現に向けた重点施策として「スポーツ・レクリエーション活動の推進」を挙げています。

具体的な施策の取組内容として、「子供のスポーツ活動の推進」「働き盛り・子育て世代のスポーツ活動への支援」「高齢者のスポーツ活動の推進」「スポーツ指導者の育成」「区立スポーツ施設の充実」の充実を位置づけており、特に区立スポーツ施設の充実においては、「生涯スポーツの推進、健康増進、競技力の向上」等を目指し、区立スポーツ施設において、多様なスポーツプログラムを展開し、快適なスポーツ環境を提供します」としています。

地域づくりの方向8

伝統・文化と新たな息吹きが融合する魅力を世界に向けて発信するまち

政策8-2 生涯学習・生涯スポーツの推進

施策8-2-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進【重点施策】

子どものスポーツ活動の推進

野外活動や外遊びを推奨するとともに初心者や運動が苦手な子ども向けのスポーツ教室に取り組み、子どもたちのスポーツ活動を推進します。

働き盛り・子育て世代のスポーツ活動への支援

スポーツ施設での託児サービスやスポーツ施設の開館時間の延長など、忙しく日常的にスポーツに取り組みづらい世代に対するスポーツ活動を支援します。

高齢者のスポーツ活動の推進

ウォーキング、グラウンド・ゴルフ、健康体操など、高齢者でも手軽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーションの普及・啓発に取り組むとともに介護予防に有効な運動プログラムを提供し、健康維持に寄与します。

スポーツ指導者の育成

誰もが安全で楽しく、継続的にスポーツに取り組めるよう、安全面、技術面などの知識を十分に備え、スポーツの楽しさを伝えることができる指導者や専門的知識を有する障害者スポーツを支える人材を育成します。

区立スポーツ施設の充実

生涯スポーツの推進、健康増進、競技力の向上等を目指し、区立スポーツ施設において、多様なスポーツプログラムを展開し、快適なスポーツ環境を提供します。



◆としまスポーツまつり



◆スポーツ用車いす体験

(出典) 豊島区基本計画より抜粋

3.2.3 未来戦略推進プラン 2017

「未来戦略推進プラン 2017」では、「スポーツ・レクリエーション活動の推進」のための計画事業として「旧第十中学校跡地活用等事業」を位置づけ、PFI 手法の活用や野外スポーツ施設の整備・運用の検討を行うこととしています。

また、基本計画における「公共施設等のマネジメントシステムの構築」に掲げる施策についても具体化しています。学校跡地の適正管理の方向性に関し、旧第十中学校については、「サッカーやラグビーなど多目的な競技に対応した野外スポーツ施設を整備する。」ことと明記しています。

327	新規	8-2-2-6 旧第十中学校跡地活用等事業
【概要】 P F I の手法を活用して、旧第十中学校跡地への野外スポーツ施設及び文化財倉庫用地への保管庫の整備・運営を行うことを検討する。 （企画課（施設計画担当）、学習・スポーツ課）		
27 実績	28 予算	年度別計画
		29 30 31 計(29~31)
		整備計画及び整備手法の検討 平成 29 年度の検討結果に基づき、平成 30 年度以降の計画を具体化する。 整備計画及び整備手法の検討
事業費 （一般財源）		20,000 (20,000) - - 20,000 (20,000)
備考	旧第十中学校跡地活用等事業経費	

1 建物施設の適正管理【施設種別ごとの方向性】

（１） 学校跡地

No.	施設名	所管課	内容	建物面積 (㎡)	28 年度 (現状)	年度別計画		
						29 年度	30 年度	31 年度
5	旧第十中学校	学習・スポーツ課	【暫定利用】【スポーツ施設整備】 サッカーやラグビーなど多目的な競技に対応した野外スポーツ施設を整備する。	4,964.2	暫定開放事業など	検討		

（出典）未来戦略推進プラン 2017 より抜粋

3.2.4 その他関連計画

上記で取り上げた上位計画以外の関連計画のうち、本施設と関連がある計画のポイントを下表に整理しています。

表 3 豊島区における関連計画のポイント整理

計画名	策定年	計画内容のポイント
豊島区公共施設等総合管理計画	平成 28 年 3 月	- 閉校した学校の跡地は、平成 17 年度に策定した前基本計画で示された方向性に沿って、跡地利用を進めていきます。 - 旧第十中学校…については、本行動計画期間内での整備推進対象の施設として検討を進めていきます。具体的には、…<u>旧第十中学校には野外スポーツ施設を整備する予定</u>です。

計画名	策定年	計画内容のポイント
豊島区地域 保健福祉計 画	平成 27 年 3 月	・ スポーツや運動に手軽に取り組めるような体験プログラムを充実し、<u>生涯スポーツや運動を楽しむための支援</u>を行います。 ・ <u>区民が安心して、運動やスポーツを楽しめるための施設や環境を整備</u>します。
豊島区教育 ビジョン 2015	平成 27 年 3 月	・ 日本有数の高密都市である本区は、<u>運動する時間や場所が限られてい</u> <u>る</u>ため、体力・運動能力の低下が指摘されている。…幼児・児童・生 徒の運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育・ 健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付け、健康を増進 し、豊かな生活を送るための基礎を培うことが必要である。
豊島区都市 づくりビジ ョン	平成 27 年 3 月	・ <u>スポーツ施設の計画的な整備・改修</u>に取り組むとともに、その周辺で は道路の安全性の向上や案内サインの設置などを検討し、<u>健康を育む</u> <u>拠点づくり</u>を進めます。 ・ <u>旧第十中学校では、野外スポーツ施設の整備について検討</u>を進めます。 また、防災備蓄倉庫等の設置についても検討します。
豊島区健康 プラン	平成 27 年 3 月 (改正)	・ <u>区民が安心して運動やスポーツを楽しめる施設や環境を整備</u>します。 ・ <u>旧第十中学校跡地に、サッカー、ラグビー等の多目的な競技に対応し</u> <u>た野外スポーツ施設の整備を検討</u>します。
豊島区子ど もプラン	平成 27 年 3 月	・ 区民やスポーツ団体等と連携し、<u>青少年スポーツの活性化やスポーツ</u> <u>に親しむ機会と場の提供</u>に努めます。

3.2.5 豊島区スポーツ推進計画

豊島区スポーツ推進計画は、これまで区が取り組んできたスポーツ施策、現在の豊島区のスポーツの実態やニーズをふまえ、スポーツ施策の一層の推進を図るために策定された計画であり、「スポーツで人と地域がいきいきと輝くまち」を基本理念として掲げています。

同計画では、4つの施策の一つとして「スポーツをするための環境整備」を掲げ、「地域の中で身近にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境の整備」に努めるとしています。また、具体的な取組として、第十中学校跡地を「多目的な競技に対応した野外スポーツ施設」に整備することを明記しています。

「スポーツで人と地域がいきいきと輝くまち」

～誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、
そこから生まれる喜びや感動を共有し、
心身共に健康な生活を営むことが出来るスポーツ都市の実現～

施策 3 スポーツをするための環境の充実

いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむためには、スポーツを行う場所の確保・充実は必要不可欠です。しかしながら、狭小な豊島区においては、ハード面の施設整備には限界があり、限られたスペースの中で施設の有効活用を図るとともに、公園や区民ひろばなどの区立施設を活用して、区民にとって身近な場所でスポーツができる環境を提供するなどソフト面でのきめ細やかな施策を展開していきます。

1) 区立スポーツ施設の充実

区立スポーツ施設は、トレーニングジムやプールなどの個人利用から、団体競技の試合やレクリエーション活動の団体利用まで、幅広いスポーツ活動の拠点としての役割を担っています。また、近年、子どもたちの体力向上や高齢者の介護予防の観点からもスポーツの効果を期待する声が高まっていることから、地域の中で身近にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境の整備に努めます。

【具体的な取組】

① 区立スポーツ施設の計画的な更新と整備計画の再検討

現時点でのスポーツ施設の整備計画は、別表 1 のとおりです。しかしながら、スポーツ施設の建設には多額の費用を要することや他の公共施設整備のスケジュールとの兼ね合い等、いくつかの課題があります。

そうした中で、区民の皆さんがスポーツ・レクリエーション活動に取り組む場を確保していくには、老朽化が進む既存施設を計画的に更新、維持していくことが重要であることから、別表 2 のとおり、大規模改修工事を予定しています。また、総合体育場については、隣接する造幣局地区に防災公園が新設されるなど、周辺での施設更新が進む中で、今後、老朽化が激しい管理棟の改修等の検討を進めます。

◎別表 1 未来戦略推進プラン 2015 に示す「公共施設の再構築・区有財産の活用案」

施設名	再構築・活用内容
朝日中学校跡地	【東部スポーツセンター等の整備】 【巣鴨北中学校の仮校舎（暫定活用）】 28年度までNPO法人へ貸し付ける。 校舎を耐震改修し、29～31年度まで巣鴨北中学校改築工事に伴う仮校舎として使用する。
第十中学校跡地	【野外スポーツ施設の整備】 サッカー、ラグビー等の多目的な競技に対応した野外スポーツ施設を整備します。

（出典）豊島区スポーツ推進計画より抜粋

4. 計画策定方法

平成 23 年度に実施した「スポーツに関する意識調査」の結果等を基礎資料として、基本計画策定検討会議（区民等の意見を反映する観点から、公募区民、学識経験者、スポーツ団体関係者等によって構成）による検討を行い、基本計画素案をまとめます。さらに、素案の公表、パブリックコメントの実施を通して区民から寄せられた意見等を踏まえてまとめた計画案をもとにして基本計画を策定します。

5. 計画の主な内容

基本計画は、施設整備、維持管理・運営に係る具体的な項目について個別の検討を深めるものではなく、施設のあり方やコンセプト、今後の施設整備、維持管理・運営にあたっての考え方の方向性を定めるものです。策定した基本計画をもとに、施設整備、維持管理・運営の内容をより具体化させていくことになります。なお、基本計画に記載する主な内容は以下のとおりです。

①基本方針（施設のあり方）

- ・区民の多様なスポーツニーズに対応できる野外スポーツ施設のあり方について

②施設機能・規模、利用条件

- ・区民、スポーツ関係団体が多様なスポーツと関わりを持てる施設機能・規模について
- ・施設の利便性を高めるための利用条件（時間帯・料金設定等）について

③事業手法

施設整備から維持管理運営までの事業手法について

④事業スケジュール



図 1 基本計画の構成（イメージ）